

民事訴訟におけるプライバシーの保護

——大学教員のセク・ハラ訴訟に関連して——

清野 惇

一、はじめに

ここ数年来職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下セク・ハラという）問題が新聞記事を賑わしているが、その少なからざる数が学校教員による学生・生徒に対するセク・ハラ行為であることが注目を引く。

学校関係者の声によれば、新聞沙汰になるのは氷山の一角に過ぎなく、実数は遥かに多く、かつ、その被害は深刻のようである。

企業における従業員のセク・ハラ行為は、企業のイメージを損ない職場における従業員の労働意欲を低下させるという弊害を齎すことになるが、教育現場における教員によるセク・ハラ行為は学校教育に対する社会的不信を招くだけでなく、被害者に深刻な後遺症を残すのである。

ところでセク・ハラとは、一般に「性的いやがらせ」とか「相手の意に反する性的言動」とかいわれているが、学校におけるセク・ハラについて、平成十一年三月三〇日に制定され翌四月一日から実施された「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」(大臣訓令)の第二条は、その定義として、「職員が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに学生等及び関係者が職員を不快にさせる性的な言動」と規定している。

また男女雇用機会均等法第二一条は、事業主が女性労働者の就業に関し配慮すべき措置の一つとして、職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮義務を規定している。同条は、セク・ハラ行為を対価型と環境型に分けているが、教員と学生・生徒との間に起きるセク・ハラ問題は、対価型の亜型としての地位利用型に属するといつてよい。

学校当局がかかる不心得な教員に対して懲戒処分をもって臨むことは、良好な教育環境の維持と良質な教育サービスの提供を責務とする学校側の当然の処置ではあるが、そのためには時として被害者ら関係者のプライバシーを犠牲にしなればならないという、セク・ハラ事件にとって避け難い問題も介在するため、懲戒処分を行うには、後述の如く、多面的な検討が必要であり、世上で考えるほど容易になしうるものではないことを知らなければならぬ⁽¹⁾。以下において専ら私立の大学(学校法人)を念頭において、その問題点を探ることとする。

(1) 大学におけるセク・ハラ問題一般については、新谷一幸「セクシュアル・ハラスメントと人権」部落問題研究所が詳しい。

一、大学におけるセク・ハラ事件処理とプライバシーの問題

(一) セク・ハラ事件と懲戒処分

大学におけるセク・ハラ行為は、教員と学生という師弟関係を背景に行われることが多く、その大半は、前述のようにならざる地位利用型セク・ハラといわれる部類のものである。

この場合セク・ハラ行為者である教員は、行為の内容により、監督処置としての注意処分を受けるにとどまる場合もあるが、大方は懲戒処分を受けることになる。

ところでその場合の教員がセク・ハラ行為を否認し争うときは、学内の懲戒処分では一件落着せず、大学側は、法廷での争いにまで発展することも考慮して懲戒処分の是非を判断しなければならないことになる。

またセク・ハラ行為を認めて争わない場合であっても、懲戒処分が予想に反して重ければ前言を翻して争いに転じることも稀ではないことも念頭に置く必要がある。

それはセク・ハラ行為なるものが、その性質上教員自身の人格的評価にかかわり、その将来を左右する虞れがあるだけでなく、当該教員の配偶者ら家族の名誉をも傷つけ、家族間の信頼関係を破壊し、家庭争議を誘発する虞れもあるため、行為者は、その意に反して、あえて行為を否認せざるを得ない心境に追い込まれることも容易に理解できることである。

またセク・ハラ行為に対する懲戒処分として通常懲戒解雇が選択されることが多いことも、あえてセク・ハラ行為を争わざるをえない原因であるといつてよい。

セク・ハラ行為に対する学校側の対応としては、当該教員を職場から排除することが手っ取り早い解決策であるにして

も、職場からの追放という極刑が果たして相当な処分かどうかは、被害者の意向のみに囚われず、客観的に判断する必要があるが、その判断基準もいまだ確立されていない現在、セク・ハラ行為即懲戒解雇という私学一般の今日的な対応が果たして妥当といえるかどうかは十分な検討が必要である。⁽¹⁾

いずれにしても、当該教員が訴訟でセク・ハラ行為を争う以上、使用者である学校法人は被害者及び参考人等の証言によつてセク・ハラ行為の存在を立証しなければならず、セク・ハラ行為の存否や懲戒処分の軽重をめぐつて原告(教員)及び被告(学校法人)が相い争うことになるが、当該訴訟で使用される証言や書証に現れた被害者ら関係者のプライバシーに属する事実は訴訟情報として、裁判の傍聴又は訴訟記録の閲覧を介して訴訟外に漏洩する虞れがあり、それに伴う二次的被害の防止如何は、この種訴訟の提起・遂行に極めて多くの影響を齎すだけでなく、ひいては懲戒処分の是非の判断をも左右しかねないのである。

なんとすれば、いかにセク・ハラ行為の防止・禁圧を叫んでみても、私生活上の秘密が訴訟を通じて容易に世間に知れ渡るとすれば、被害者ら関係者の中には法廷での証言をためらう者もあり、その結果学校法人としても訴訟による対決を避けて、その行為に応じた厳正な懲戒処分を行うことを控えることも起こりうるのである。

本稿では、セク・ハラ行為で懲戒処分を受けた教員が提起する懲戒処分の無効確認もしくは解雇無効を理由とする地位確認等の請求訴訟の追行過程で発生する被害者ら関係者のプライバシーの侵害の危険性に関連して、民事訴訟における私的秘事の保護の問題を実務家の立場から考察することとしたい。

(二) セク・ハラ事件と民事訴訟

ところでプライバシーの觀念については、学者や実務家の間で、未だ定説というべきものがなく、多様な定義付がなされて⁽²⁾いるが、ここでは一応プライバシーを「他人に知られたくない個人の情報」(以下において私的秘事という。)と理解し、この意味におけるプライバシーは法律上の保護を受け、これをみだりに公開することは許されず、違法に他人のプライバシーを侵害することは不法行為を構成すると解する立場に従いたい⁽³⁾。

現行刑法は、セク・ハラ行為に關係のある強制猥褻罪(第一六七条)、強姦罪(第一七七条)及びこれらの罪の未遂罪(第一七九条)や名誉毀損罪(第二三〇条)等を、いずれも親告罪(第一八〇条、第二三二条)としているので、これらの犯罪については被害者の告訴がなければ検察官は訴追できないことになる。

これは当該犯罪行為が被害者の名誉やプライバシーにかかわるため、その意思を尊重し、被害者の告訴(処罰請求)がない限り、国家の刑罰権の発動を控える趣旨に出るもので、犯罪の特殊性に基づく政策的配慮といつてよい。

ところでセク・ハラ行為は、その中に前記犯罪行為をも含むが、通常問題となるのは、これらの犯罪までには至らない性的行為が中心となる。しかしながら、たとえ犯罪には該当しないとしても、かかる行為は憲法第一三条の保障する個人の人格的利益を侵害するものであることは間違いない。

とはいえ民事訴訟は、総じて個人の私生活上の問題を対象とするから、プライバシーの觀念を余り広く解することは、当事者の訴訟活動を萎縮させることにもなり、また真実の発見の見地からも適當ではなく、さりとてプライバシーの保護を軽視するならば、裁判の公開により私的秘事が外部に漏洩することを嫌う者をして訴訟の提起・追行を諦めさせることになり、その結果憲法第三二条の保障する「裁判を受ける権利」の形骸化を招くことにもなりかねないので、憲法第八二

条の保障する「裁判公開の原則」と裁判を受ける権利との調整を念頭に置きつつ、当該私的秘事が法律の保護に値する「プライバシー」といえるかどうかを慎重に判断する必要があるが、プライバシーを民訴法第九二条第一項一号により、第三者の閲覧・謄写を制限できる「私的秘事」に限定するのは狭きに失するといわざるをえない。

しかしながら単に主観的に「他人に知られたくない」というだけでは足りず、客観的にみて当該個人情報(私事)が他人に知られることにより、少なくとも本人が社会生活上不利益を被るおそれのあることが必要であろう。

- (1) 国公立と私立の学校では、セク・ハラ教員に対する懲戒処分(軽重に差があるようである。二〇〇〇年度にセク・ハラ行為で懲戒処分を受けた国立大学の教員は、文部科学省によれば一六名で、うち二名が免職、七人が停職、三人が減給、四人が戒告とのことである(二〇〇一年五月二七日中国新聞)。国立大学のセク・ハラ教員に対する懲戒免職が少ないのは、国家公務員法により人事院に対する不服申立制度の存在が関係しているようにおもわれるが、私立の学校ではセク・ハラ事件の発生は学校の信用を落とすだけでなく、それが志願者の減少を招き、ひいては学校の経営自体にまで影響を及ぼすことから、勢いセク・ハラ教員に対する懲戒処分も国公立学校のそれに比して重くならざるをえないといえようか。

- (2) プライバシーの権利についての裁判例の嚆矢として東京地裁昭和三九・九・二八「宴のあと」事件判決(下民集一五・九・二二 三一七頁)。

なおプライバシーの定義については佐藤幸治「権利としてのプライバシー」ジュリスト臨時増刊「情報公開・プライバシー」一九八一・六・五号一五八頁。

- (3) 最判昭和五六・四・一四における伊藤正巳判事の補足意見(民集三五・三・六二〇頁)では「他人に知られたくない個人の情報」をプライバシーと定義している。

三、教員懲戒手続と関係者のプライバシーの保護

(一) セク・ハラ行為と就業規則

ところで男女の関係は複雑・微妙であり、外見から男女の心情を正確に推し量ることは極めて難しい。セク・ハラ行為の概念要素として「本人の意に反する」という主観的要素を肯定する以上外形的言動のみでは判定できず、当然その言動の受け手である被害者本人の気持を問わなければならず、実際の訴訟においても、それが被害者の意に反する性的言動といえるかどうか争点となる。

今日、私立大学では、学校法人が制定する教職員の就業規則の本則又はその付属規程に、教職員による職場でのセク・ハラ行為を防止するための規定を置き、セク・ハラ行為をした教職員に対しては就業規則により懲戒処分が行い得るようになっているのが通例といってよい。

ところで大学におけるセク・ハラには、教職員間のセク・ハラと教員と学生との間のセク・ハラとがあるが、教員の学生に対するセク・ハラ行為が就業規則の定める懲戒事由のいずれに該当するのか就業規則上明確を欠き紛議を招くこともある。

学生を被害者とする大学教員のセク・ハラ事件は、被害者自身が直接大学当局に相談もしくは苦情の申立をすることによつて明るみになる場合もあれば、被害者の同僚らから伝聞や噂として流布されることにより大学当局の知るところとなる場合も少なくない。

セク・ハラ行為は性に関するものであるだけに、通常被害者の女性はセク・ハラ被害が公になることを好まないため、

セク・ハラ被害を問題化することはあまりないといってよい。

しかしながら、セク・ハラ行為を放置することは、教育現場の風紀を乱し、教育環境を悪化させるので、大学当局としては、被害者ら関係者の協力の下にかかる不良教員を懲戒してその再発防止を図ることになる。

ところで近時の法的知識の普及や権利意識の昂揚は、懲戒処分の当否の判断を裁判所に求める被処分者の増加を招き、懲戒処分特に懲戒解雇の場合には、前述のように将来裁判沙汰になることを想定して対応しなければならなくなってきた。もし懲戒処分が裁判で争われることになると、懲戒事由に該当する事実(セク・ハラ行為)の立証は、懲戒した学法人側の責任であり、訴訟上その立証が成功しなければ、仮にそれが事実であったとしても、懲戒処分は無効と判断されることになる。

大学での教員によるセク・ハラ行為は、主として、大学側の教育役務の履行に関連して行われるが、同時にそれは教員の雇用契約上の債務履行過程で行われる行為でもある。したがって大学におけるセク・ハラ問題の処理にあたっては、専ら学生に対する教育的配慮のみを優先させ、当該教員に対する労働法的対応を忘れ、就業規則の定めを越えて、当該教員に対して出校停止等の処置をとり、安易に懲戒処分を行うことのないよう慎重な配慮が望まれるのである。

(二) 懲戒手続と教授会の審議

私立大学の教員の懲戒については、就業規則において、「大学の自治」の見地から教授会の審議等の学内手続が定められているのが通例である。

懲戒手続のいかなる段階で教授会を関与させるかは就業規則によって同一ではない。教員の懲戒案件を教授会で審議す

る場合、その審議の目的・対象は、その審議が懲戒手続のどの段階で行われるかによって違いがあり、早期の段階では懲戒手続に付するのが相当か否かについて教授会の意見を求める形になるが、懲戒処分が固まった段階では、その具体案で示されている懲戒処分（例えば懲戒解雇）の当否について審議を求めることになる。

「大学の自治」を貫徹させる立場からは、当該教員について懲戒手続を開始すべきかどうかだけでなく、いかなる懲戒処分にするのが相当かの双方について教授会の審議が求められることにならうか。

教職員の懲戒について、法人理事や教職員によつて構成される懲戒委員会が、懲戒の要否、懲戒処分の種類、程度等を審議決定して懲戒権者に申達する制度の下では、当該教員の懲戒案件を懲戒委員会に付託することの是非だけでなく、懲戒委員会の審査決定の当否についても教授会の審議を経る必要がある。

(三) 懲戒手続における被害者ら関係者の協力の確保

ところで大学側は、当該教員のセク・ハラ行為を認知し懲戒手続を進める過程で、通常情報収集として被害者ら関係者から事情聴取を行い（調査）、また聴取した情報の証拠化として聴取書を作成し、これを資料にセク・ハラ行為の有無及び情状を判断（事実の認定）しているが、この事情聴取の段階では協力的であった被害者ら関係者（多くの場合は学生と教職員）も、訴訟となった場合には一転して法廷での証言をプライバシーを理由に拒否することがある。そうでなくても、師弟の間柄にある教師を学生が大学当局に告発することは、決して容易なことではなく、相当な精神的葛藤を経ての決断であるだけに、その上更に法廷で「さらし者」にされ、私生活上の秘密に関する証言が世間に公になることは、まさに二次的被害といつてよく、被害者には耐え難いことである。

したがって事情聴取にあたっては、なんのための事情聴取か、それによって得られた情報はどのように利用されるのかを被害者ら関係者に説明して納得を得ることが必要である。その結果、被害者ら関係者から訴訟になった場合の協力が得られないことが明確なときは、当該教員が懲戒処分を受けても裁判に訴えて争わないことが明らかでない場合は別として、懲戒処分を回避し他の処置例えば嚴重注意もしくは訓告等の監督処分や当該教員に対し被害者への謝罪もしくは慰謝料の支払による示談等の勧告を選ばざるをえない場合もある。この場合被害者らには、なぜ懲戒処分ができないのか、その理由を告げて理解をうる必要があることはいままでもない。このように、セク・ハラ行為に対する学校法人の懲戒処分は、当該行為の非違の程度によってのみ判断されるのではなく、被害者ら関係者の協力の限度を勘案し、訴訟での当該セク・ハラ行為の立証の可能性をも考慮してなされることになる。

いづれにしても、学校法人が教員のセク・ハラ事件に適切に対応するためには、①当該セク・ハラ行為が就業規則の懲戒事由に該当することの確認、②被害者ら関係者に対し当該セク・ハラ事件の将来の見通しについての説明、③当該セク・ハラ事件の処置についての被害者の意向と協力の程度の確認、④当該セク・ハラ被害の立証に協力する被害者以外の関係者らの協力の程度の確認等が必要である。さらに懲戒手続については、その手続を構成する情報収集(調査)と処分決定の各手続を懲戒処分の手続にふさわしいものとすべきであり、手続の公正と関係者のプライバシー保護の観点から、就業規則上にその手続規定を整備することが望まれる。⁽¹⁾

(四) 学校法人の懲戒事由の立証責任

懲戒手続上当該教員の行為が、就業規則の懲戒事由に該当することについては、懲戒権者である学校法人が立証すべき

ことであり、その立証には通常調査段階における当該教員や被害者その他の関係者からの聴取書（供述録取書）やそれらの者の陳述書（供述書）の外それらの陳述を録音したテープやその反訳書面が使用されることになる。

ところで前述の教授会の審議は、審議を求められる手続段階により、審議の目的を異にするとはいえ、教授会がその職責を果すためには、当該教員がセク・ハラ行為を行なったかどうかについて少なくともこれを肯定するだけの心証を得る必要があるから、学校法人としては、教授会に対して、その判断に必要な限度で証拠資料を開示することになる。その場合の証拠資料は、当然のことながら被害者自身のセク・ハラ被害に関する陳述が中心となり、被害者の陳述内容を補充するものとして、当該教員が被害者に日頃性的関心をもっていたこと、被害者が当該教員からセク・ハラされて悩んでいたこと等の第三者の陳述が、陳述書面の形をとって利用されることになる。これらの書面が訴訟となった場合には「書証」として使用されることを考えるならば、陳述書面の中心をなす聴取書の作成に当たっては、その記載陳述の証拠価値を高めるような陳述聴取の方法をも工夫する必要がある。

右の如く、セク・ハラ事件の証拠資料は、自己のセク・ハラ被害についての陳述と他人のセク・ハラ被害についての陳述とに分けられるが、これら関係者の中には事情聴取には応ずるものの、その陳述の録音や書面化には不同意の者もいる。しかしながら前者の場合、被害者はセク・ハラ被害の事実が公にされることを望まないのが通常だとしても、懲戒手続上利用されることには同意している場合もあるので、問題となるのは、そのセク・ハラ被害に関する陳述を懲戒手続を越えて訴訟上利用することの可否であり、後者の場合は、懲戒手続や訴訟手続において他人のセク・ハラ被害を被害者の同意なしに第三者が口頭又は書面で陳述することの可否である。

(五) 懲戒手続と関係者のプライバシーの保護

教員にかかるセク・ハラ容疑の調査・確認の手続過程で、容疑者や被害者ら関係者の名誉の尊重やプライバシーの保護に留意しなければならないことは当然であるが、懲戒手続において名誉の尊重が問題になるのは、主として、セク・ハラ行為の嫌疑をかけられた教員についてであり、プライバシーの保護が要請されるのは被害者についてである。

大学側は、セク・ハラ事件の関係者である学生や教職員に対して、事案解明のための調査に協力を求めることは差し支えないが、これを強制することは許されない。ただ就業規則の運用管理にあたる教職員(学長、学部長、事務局長及び人事・教務担当の部長、課長、係員等)については、その職責上大学側の調査に協力する義務を認めてよい。⁽²⁾

また懲戒事案の調査に関連して、調査にあたった教職員に就業規則で守秘義務を課することは可能であるが、学生に対して、その就学上の義務として同様の守秘義務を定めることは適当ではない。したがって教員のセク・ハラ行為に関する情報が、調査を通じて学生間に漏洩することは避け難いが、調査に協力した学生に対しては、調査内容の外部漏洩によるプライバシー侵害について注意を喚起する必要がある。

また教授会の審議にあたっては、これを秘密会とし、出席者に守秘義務を課する必要があるし、懲戒委員会制度を採用する場合は、その審議は当然非公開であり、その構成員には勿論守秘義務を課するべきである。

なお被害者らからの事情聴取にあたっては、後日の紛議を回避するため、陳述内容のどの部分が秘密であり、その秘密性をいかなる段階(例えば卒業)まで保持しなければならないのかを確認し、その陳述の利用方法及び利用限度(例えば懲戒手続に限る等)をあらかじめ合意しておく必要がある。

(1) 清野 惇「私立大学教職員の就業規則（試案）について」修道法学二三卷一号一九〇頁以下。

(2) 労働者は労働契約上の付随義務として、使用者の行う企業秩序違反事件の調査にあたり、これに協力する義務を負うか否かに関する最判（三小）昭和五二・一二・一三（民集三一・七・一〇三七頁）参照。

四、訴訟手続における訴訟関係者のプライバシーの保護

(一) 被害者らの陳述書面の書証としての利用

懲戒処分を受けた教員側が提起した訴えに対し、学校法人側は、当該教員が学生に対してセク・ハラ行為をしたことを立証するため、被害者ら関係者の陳述を録取した書面や反訳書面を添えた録音テープを書証としてまず提出するであろう。懲戒手続段階で懲戒事由立証の証拠資料として利用される聴取書や録音テープの反訳書面等の陳述書面は、それが将来の訴訟での使用を予定しているものである以上、いわゆる検証物としての書面とは異なり、訴訟の段階で作成される被害者ら関係者の「陳述書」と同一の性格をもち、共に反対尋問を経ていない陳述を内容とするものとして、当事者間に争いある事項に関しては、原則として証拠能力はなく、争点に関する証拠資料とはなりえないと解するので、セク・ハラ訴訟で通常争点となるセク・ハラ行為の存否については、被害者の法廷における証言が立証上不可欠といってよい。もつとも反対尋問を経ていない陳述書面でも「書証」としての適格性をもち、ただその証拠価値が問題となるだけだとする今日の裁判実務の傾向からすれば、陳述者の証言は必ずしも必要ではないことになる。⁽¹⁾⁽²⁾問題なのは、セク・ハラ被害を内容とするこれらの陳述書面や録音テープを陳述者である被害者の同意なしに書証として法廷に提出できるかである。

右の如く、これら陳述書面の証拠上の扱いについては、見解が別れているが、もしそれが裁判所によって書証として容認されるならば、法廷に提出されたその原本は、訴訟記録に編綴され、原告である教員側にはその写が交付されることになるが、そこに記載されているセク・ハラ被害の事実は、概ね被害者にとつての私的秘事といつてよい。

ところで被害者らの陳述書面の提出により、このような私的秘事が訴訟上公にされるだけでなく、裁判の傍聴や訴訟記録の閲覧を通じて訴訟外に開示されることになるから、聴取書等の陳述書面を書証として提出する場合には、セク・ハラ被害の内容が訴訟を通じて世間に公表されることについて陳述者の同意を得る必要はないかの問題がある。この点については、項を改めて詳述する。

もつとも懲戒手続と懲戒処分を争う訴訟手続とは、本来一体的といつてよい関係にあるから、懲戒手続で「陳述書面」を証拠として使用することに同意している以上、訴訟手続でその使用を拒否することは、プライバシー権の濫用として許されないと解することも可能であるが、プライバシー権の内容をなす開示統制権能からすれば、訴訟をも含めた包括的同意と評価される場合は別として、プライバシーの開示の程度や範囲を異にする訴訟手続での使用許諾までも擬制することには無理がある。

(二) 証人としての被害者の保護

ところでセク・ハラ行為の被害者は、自己のセク・ハラ被害について法廷で証言することには一般的に抵抗があるが、被害者が学生で加害者が指導教員である場合、公開の法廷で、しかも師である当該教員の面前で証言することには一段と抵抗感が強い。このように出来ることなら証言を避けたい被害者に証言させるためには、証言しやすい環境を用意する必

要がある。

裁判長の訴訟指揮権の行使によって、原告と証言台の間に衝立を置く等の措置がとられることもあるが、裁判所外での証人尋問制度（民訴法第一八五条）の利用もその一つの方法である。

証人の裁判所外での尋問は、証人の心情を考慮し、証言し易い環境の下で証言させるため、受訴裁判所の裁量により、裁判所外の場所を尋問場所として行われるが、その尋問が非公開で行われるからといって、それは被害者である証人のプライバシーの保護を直接の目的とした措置ではない。⁽³⁾ なんとすれば、そこでなされた被害者の証言は、証人尋問調書として次回期日に被告によって口頭弁論に上程されることにより、訴訟資料として訴訟記録に編綴され、一般人の閲覧の対象となるので、証人のプライバシーに属する証言部分が訴訟外へ漏洩することは避け難いからである。とはいえ、非公開の場で証言できるということは、証人のプライバシーに配慮した尋問方法であることは間違いない。

（三）訴訟情報の開示と訴訟関係者のプライバシー

ところで訴訟情報の管理権は、一次的には裁判所にある。その管理方法については憲法の保障する「裁判公開の原則」や「報道の自由」との関連で法律事項とされているが、裁判所に裁量の余地が全くないわけではない。例えば、法廷で傍聴人に対して筆記を許すかどうかは、裁判長の権限であり、報道機関には許すが、一般傍聴人には許さないのが今日の裁判所の一般的傾向といってよい。したがって通常、一般傍聴人は証言を耳で聴き記憶に留めるだけである。

また法廷における当事者の陳述や証人の証言等は、口頭弁論調書や証人尋問調書に作成されて訴訟記録に編綴され、その閲覧・謄写については、民訴法第九一条及び第九二条により、当事者かどうか、当該訴訟の利害関係人かどうかによつ

て、その範囲・方法が決められることになるが、閲覧自体を全面的に禁止することは許されていない。

一般人の訴訟情報へのアクセスは、別項で詳述するように、法廷傍聴と訴訟記録の閲覧・謄写にとどまり、入手した情報の取扱については、傍聴人や訴訟記録の閲覧・謄写者の責任に委ねられている。

ところで訴訟の当事者は、当該訴訟における訴訟情報に含まれる個人の秘密について、秘密保持義務を負うかどうかという問題がある。公開を禁止した口頭弁論にかかる訴訟記録については、閲覧を許された当事者や第三者(民訴法第九一条二項)には、公開を禁止する事由となつた「公序良俗を害する虞れのある事実」について、公開禁止の趣旨から秘密保持義務を肯定することは可能であるが、公開が禁止されていない口頭弁論にかかる訴訟記録中の当事者又は第三者の秘密の記載部分について、民訴法上一般的に秘密保持義務を肯定することは、裁判公開の原則から疑義がある。

ただ今回の民訴法の改正で新設された閲覧・謄写請求制限制度(民訴法第九二条)によって第三者の訴訟記録の閲覧・謄写請求が制限される場合には、当事者の秘密事項の記載は、当事者のみが利用できる訴訟情報として保有しなければならず、他人に提供してはならないことが当然の帰結となるので、この場合は閲覧・謄写した当該訴訟記録中の相手方当事者の秘密事項について、他方当事者に秘密保持義務を認めてもよいように思われる。⁽⁴⁾

なお今回の民訴法の改正作業に際し、訴訟関係者の秘密保護の一環として、裁判所が当事者ら訴訟関係人に対し、訴訟上の秘密情報についてその秘密の保持を命ずることができるとし、その命令に違反した者には刑事罰を科することを認める制度の新設が検討されたが、裁判公開の原則との関係で疑義があり、また実効性に乏しいとの理由で法案化が見送られた経緯がある。

(1) 反対尋問を経ていない陳述書や聴取書の証拠としての扱いについては、専ら証拠価値の問題として考えてよいというのが今日の裁判所の大方の取り扱いのようであるが、口頭主義や直接主義の見地から問題がないわけではない（青林書院「新民訴訟実践ノート」塚原朋一執筆代表・一一八頁）。

(2) 当事者及び訴訟代理人としては、これらの書面の使用目的についてあらかじめ裁判所と協議して明確にしておく必要がある。なお陳述書の機能等については、大段 亨「陳述書の活用」自由と正義五二卷二月号一〇六頁参照。

(3) 田辺 誠「民事訴訟における秘密の保護」ジュリスト第一〇二八号（民事訴訟法の改正を展望する）九四頁は、民事訴訟法第二五六条一項の裁判所外の証拠調について、これを広く活用すれば、法廷傍聴から秘密が漏れることを防ぐことができるが、法的保護に値す秘密を証拠調の対象にするというだけで、この手続の利用を肯定することについては問題があるとし、またこの証拠調の結果作成される調査における秘密内容の記載の程度が問題であるとする。

(4) 佐上善和「秘密保護と訴訟記録の閲覧制限」弘文堂刊 講座民事訴訟法1（編集代表竹下守夫）三六二頁は、相手方当事者の秘密保持義務は、民事訴訟法第九二条に根拠をおくべきではなく、秘密保護の対象となった法的利益に対する侵害行為として考ればよいとする。これに対し山下孝之「秘密保護のための閲覧等の制限」判例タイムズ社刊・滝井繁男外共編・新民事訴訟法三七九頁は、相手方当事者の秘密保護義務を肯定する。

五、陳述書面の書証としての使用と陳述者の同意の要否

セク・ハラ事件の調査段階で作成された被害学生らの聴取書や陳述書（以上陳述録音テープをも含め陳述書面という。）を証拠として懲戒事由を認定し、セク・ハラ行為をした教員を懲戒処分にしたところ、当該教員がその処分を争って訴訟を提起した場合、通常、被告の学校法人側は、これらの陳述書面を「書証」として提出して原告のセク・ハラ行為を立証することになる。

教員が提起するセク・ハラ訴訟の実際においては、被告側が、当該教員の懲戒手続で使用した陳述書面を陳述者の同意・承諾なしに裁判所に書証として提出することもあり、そのことを知りながら、原告(教員)側も格別異議もいわず、裁判所もまた何んの抵抗もなく、これを書証として取り調べている場合がある。これでは陳述者の私的秘事の開示コントロール権としてのプライバシー権は全く無視されることになる。

ところで、これらの陳述書面の内容は、セク・ハラ被害状況に関する陳述が中心であることはいうまでもない。それだけに陳述者が書証として使用することに同意していないこれら陳述書面の取り扱いが問題になる。

この場合留意しなければならないのは証言拒絶権との関連である。民事訴訟法第一九六条は、証人及び証人と一定の身分関係にある者の「名誉を害すべき事項」について証人に対し証言拒絶を認めているが、この「名誉を害すべき事項」に本稿で問題とするプライバシーに属する事項も一部含まれることはいうまでもない。

陳述者が証人として出頭し証言する場合には、尋問がこの名誉を害すべき事項に該当する私的秘事に及べば、この証言拒絶権を行使し、プライバシーを守る事が可能であるが、セク・ハラ被害を内容とする陳述書面が陳述者の同意なしに書証として提出され採用されるならば、陳述者は証言拒絶権を行使する機会を失い、プライバシーの侵害を甘受せざるを得ないことになる。

したがって当該陳述書面が、陳述者や第三者のプライバシーにかかわる事項を内容とし、しかも書証として法廷に提出することについて陳述者の同意を得ていないことを知りながら、これを書証として採用し訴訟記録に編綴し、一般人にその閲覧を許容するならば陳述者のプライバシーは一方的に侵害されることになるので、書証として提出した当事者もしくはその訴訟代理人は勿論これを採用した裁判官も当該陳述者からプライバシー侵害の不法行為責任を追及される虞れがあ

る。

なおこの点に関連し、文書の提出義務を定めた改正後の民事訴訟法第二二〇条四号のイが、文書の所持者が当該文書の記載事項について証言拒絶権を有する場合、即ち記載事項が所持者の「名誉を害すべき事項」である場合は、当該文書の提出義務はないと定めていることにも留意する必要がある。教員のセク・ハラ事件に関する被害者の陳述書面中の被害事實は、多くの場合「名誉を害すべき事項」に該当するので、その陳述書面は同条により提出を拒絶できる文書といつてよい。

例外的に提出を拒絶できる書面を定めた第二二〇条四号のイは、その法文の文言からは、被害者の所持する陳述書面がこれに当たり、学校法人（大学）が所持する被害者の陳述書面は、これに該当しないように読めるが、教員の懲戒手続上作成される被害者らの陳述書面は、懲戒事由の有無の判断資料として学校法人にその所持・使用が許されているに過ぎず、その陳述書面に記載されている陳述内容（情報）については、陳述者自身にそのコントロールが認められるべきことからすれば、これらの陳述書面は、解釈上は学校法人と陳述者との共同所持の関係にあると考えるべきであり（録音テープの場合は一層明確である）、したがって学校法人は陳述者の同意・承諾なしには、これを書証として使用することは許されないと解する。

それでは他人のセク・ハラ被害を内容とする第三者（目撃者等）の陳述書面はどうであろうか。一定の身分関係にある者以外の者の「名誉を害すべき事項」については証言拒絶権が認められていないことからすれば、第二二〇条の文理上その提出義務を否定することは困難のように見える（もつとも証人が、その証言によって、自らが名誉毀損罪で刑事訴追を受ける虞れのある場合は証言拒絶権が認められる（第一九六条本文））。

しかしながら、その陳述内容が他人の秘密事項にかかわる事柄であり、同人がその公表を容認していないことから、それを訴訟において証言した場合プライバシー侵害の法的責任を問われることが有り得るとすれば（この点については証人として供述義務がある以上不法行為は成立しないとの見解もある）、陳述者にその陳述内容のコントロールを認める必要があるので、法文の文言には反するが、被害者の場合に準じて、証言拒絶を認めるべきではなからうか。

またその被害者以外の第三者の陳述書面も、被害者の陳述書面と同様、学校法人と陳述者の共同所持文書といってよく、したがって陳述者の同意なしには、学校法人はこれを書証として使用することはできず、裁判所もまたその提出を命ずることはできないと解すべきであろう。

次に、学校法人が陳述者の同意なしに、かかる陳述書面を書証として裁判所に提出した場合の裁判所の取扱い如何である。懲戒処分を受けた原告側に反対尋問の機会が与えられていない点からすれば、これらの陳述書面は証拠能力の有無はともかく一般的にはその証拠価値は低いといわざるを得ない。この点については既に述べるところがあつた。

問題は陳述者のプライバシーに属する私的秘事を内容とする陳述書面を、証言拒絶権の保障を剥奪してまで「書証」として採用してよいかである。そこでまず、陳述者は自己の私的秘事を記載した陳述書面の訴訟上の利用について、いかにコントロールできるかを考えてみる必要がある。

懲戒手続において作成された陳述書面については、前述の如く、それが誰の所有に属し、誰が所持するものが問題となるが、証拠方法としての陳述書面において重要なものは、書面それ自体ではなく、書面に記載されている陳述であることからすれば、当該陳述書面の所有もしくは所持の帰属や態様如何にかかわりなく、これを証拠として取扱う場合、陳述者自身の私的秘事の開示についての意向を無視することが許されないことは確かである。

ところで陳述者の意向を無視して大学側がこれらの陳述書面を裁判の証拠として利用しようとしている場合に陳述者の取り得る手段は、人格権（プライバシー）侵害を理由として、学校法人に対して、その書証としての使用を差止める仮処分命令を裁判所に申立てることであろう。無断で書証として提出されてしまったときは、プライバシー侵害の不法行為として学校法人に対して、損害賠償（慰謝料）の請求をすることは可能であるが、それ以上に陳述者において裁判所に対して該陳述書面を書証として採用しないことを求めることは、現行民法上その手段がなく不可能といつてよい。

それでは相手方当事者である原告側は、被告側が書証として提出した該陳述書面について書証として採用することに異議を申立てることができるかである。原告からすれば、反対尋問による吟味を経ない陳述書面が書証として採用されることは通常は不利益であり、その採用を阻止することは利益といつてよいが、問題はその理由付である。

刑事訴訟においては、証拠能力制度があり当事者は相手方当事者の提出する証拠に証拠能力のないことを理由にその採用を争うことができるが、民事訴訟では証拠能力という觀念自体存在せず、反対尋問の機会が与えられているか否かにかかわらず、事件と関連性がある限り、いかなる陳述書面も書証となりうると一般的に解されている。もつとも争点に関する陳述書については、その証拠としての許容性について議論があることは前述した。

しかしながら右のような陳述書面を、陳述者の同意なしに書証として採用することは、単に相手方当事者（原告）の反対尋問権を奪うということだけではなく、結果的には、陳述者が証人となれば与えられる証言拒絶権の保障を奪うことにもなる点を重視し、違法収集証拠と同様証拠禁止の法理を適用し、プライバシー保護のために、例外的にその証拠としての許容性を否定する必要がある。⁽¹⁾

被告の学校法人が、この種の陳述書面を書証として申出た場合は、裁判所はその申出を控えさせ、まず当該陳述者の証

人尋問を申請させるべきであろう。喚問された当該陳述者が証言を求められている事項が、自己又は他人のセク・ハラ被害というプライバシーにかかわる事項であることを理由に出頭を拒み、もしくは出廷しても証言を拒んだときは、裁判所は当該陳述書面を書証として採用すべきではない。被害者らが法廷でセク・ハラ被害を証言した場合には、同人の陳述書面は、その同意を要せずに書証として採用しても差し支えないであろう。このような運用によつて、陳述者が陳述書面の書証としての利用を許諾しているか否かが確かめられ、また相手方当事者である原告の反対尋問に応じる意思の有無も明らかになるといえる。

いずれにしても、陳述者が書証としての使用を拒絶しているセク・ハラ被害に関する陳述書面については、その陳述内容の真实性の如何にかかわりなく、プライバシー保護の見地から、「書証」としての許容性を欠くものとして、裁判所はその書証の申出を撤回させるか、却下すべきである。このように被害者らの陳述書面の書証としての取扱いについては、陳述者のプライバシー保護のため格段の配慮が必要であろう。

この関連で今一つ問題なのは、セク・ハラ被害者の同意を得ずにその証人尋問を申出て採用され、裁判所からの再三の呼出にもかかわらずプライバシーを理由にその被害者が出頭を拒んでいる場合である。裁判所として留意すべきは、大学におけるセク・ハラ事件の被害者である学生の多くは、セク・ハラ被害を公にすることを望まないということである。

したがつてセク・ハラ教員の懲戒手続において学校法人側の懲戒事由の立証に協力したからといって、多くの場合証人として法廷に呼び出されることまでは考えておらず、学校側も訴訟になった場合の協力まで取り付けて事情聴取を行っていないのが実情といつてよく、それどころかむしろ証人として出廷を求められることはないことを保証した上で事情聴取をする場合が少なくないのであるが、学校側としては懲戒処分を受けた教員から訴訟が提起された以上、その面子にかけ

ても、その処分の正当性を主張・立証しなければならぬ立場に追い込まれるため、場合によっては陳述者との約束を反古にしても、その陳述書面を書証として使用したり、あるいは当該陳述者を証人として申出することも決して稀ではないことを認識する必要がある。

このような事情を念頭におくならば、出頭を拒んでいる被害者に対し、裁判所が民事訴訟規則第一〇九条に基づき当事者に証人の出頭確保を求めると共に引き続き呼出状を発して出頭を促すことは被害者に極めて酷な場合があり、証言拒絶権の存在を考えるならば、そのような証人の申出は取下げさせるか、もしくは民事訴訟法第一八一条二項により、不定期間の障害があるものとして申出を却下することも考慮すべきであろう。

またセク・ハラ被害の見聞者はいうまでもなく、ときとして被害者も、訴訟当事者の代理人より、他人のセク・ハラ被害についても証言を求められることがあるが、自己の私的秘事はその同意なしに、証言を介して訴訟外に流布されることは勿論、そもそも訴訟上公にされること自体秘密主体にとっては耐え難いことである。このように自己の私的秘事を自己の意思でコントロールできない不本意な事態に対して秘密主体をいかに保護すべきかが問題となる。

訴訟の当事者（又はその訴訟代理人）が、証人に他人の私的秘事に属する事実を証言させようとする場合には、証言拒絶権の有無を問わず、原則として、その秘密主体の同意を得るべきであり、同意が得られない場合には、その証人申請自体を差し控えるべきであるし、またその証人によって証人自身の秘事のみならず、他人の私的秘事（例えば被害者以外の他の学生のセク・ハラ被害等）についても併せて証言を求めたい場合には、その秘密主体の同意を得るべきであり、同意がえられない限り、原則としてその私的秘事についての尋問は避けるべきであろう。もし他人の私的秘事について、その秘密主体の同意がないことを知りながら、主尋問もしくは反対尋問において、その秘事を敢えて証人に尋問し、それに応

じて証人が陳述した場合には、尋問した訴訟代理人は勿論、陳述した証人も、他人の秘密を同意なしに公にしたとしてプライバシー侵害の法的責任(不法行為責任)を免れえないと考えざるをえない。

いずれにしてもプライバシーの侵害を違法とする観点に立てば、右のような結論とならざるを得ないのである。このような結論に対しては、訴訟における「真実の発見」の見地からの厳しい反論が予想される。以下において、更にこの観点から本問題を考察してみたい。

(1) 違法に収集された私的な日記帳、手紙などの書証について、人格権の観点から証拠能力の有無の判断基準を判示した名古屋高裁昭和五六・二・一八民三部決定(判例時報一〇〇七号 六六頁)

六、民事訴訟法とプライバシーの保護

ところでプライバシーという概念は、既述のように「他人に知られたくない個人情報」(私的秘事)と解するが、かかる個人の秘密情報の総てが法の保護に値するかどうかは極めて問題である。

セク・ハラ訴訟に関連してプライバシーの侵害が問題となる陳述書面は、前述の通り、被害者のセク・ハラ被害についての陳述書面と被害者以外の第三者(例えば目撃者あるいは被害者から被害状況を伝聞した者)の当該セク・ハラ被害の見聞についての陳述書面である。

これらの陳述書面を陳述者の同意なしに書証として使用することによって生じるプライバシーの侵害については、実体法と訴訟法の両面に分けてその法的問題を考察する必要がある。

実体法の領域では、不法行為責任の成否が問題となり、訴訟法の領域では、当該陳述書面の書証としての許容性の有無が問題となる。

法秩序の統一性からすれば、プライバシーの侵害として不法行為を構成する場合には、同時に当該陳述書面の書証としての使用は、訴訟法上においても違法と評価され、当該書証の許容性にも影響を及ぼすことになるが、法領域における違法の相対性を認める立場からは、実体法上は違法であつて不法行為を構成するとしても、訴訟法上は当然に違法となるわけではなく、したがつて書証として使用することに何の阻げもない場合もありうることになる。

ところで民法は、訴訟記録の閲覧等に関し、秘密保護のための制限措置を定めているが(第九二条)、その制度によつて閲覧等を制限される訴訟当事者の秘密情報は、「閲覧等によつて、それが開示されることにより本人が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある私生活についての重大な秘密」(第九二条一項一号)に限られており、また同法による証言拒絶権の保障も、証言を求められた事項が、証人及び証人と一定の身分関係にある者の「名誉を害すべき事項」(第一九六条)について証言を求められた場合に限っているし、同法によつて提出義務を免除される文書も、証言を拒絶できる事項を記載した文書に限られているので(第二二〇条四号イ)、個人の秘密情報といえども、それを開示することが、秘密主体の「名誉」の侵害をもたらすものでない限り、証言の拒絶も文書の提出拒否も認められないのである。

民法は、このように、訴訟当事者と証人及び証人と一定の身分関係にある者の秘密情報に限つて保護の対象としてい
るから、当事者以外の第三者の秘密情報は、勿論、訴訟記録の閲覧等の制限措置の対象にはならないし、また証言の拒絶権も証人及び証人と一定の身分関係にある者の秘密情報に限定されているので、被害者のセク・ハラ被害を見聞した者は、その見聞事項がたとえ被害者の秘密情報に属する場合であつても、それについての証言を拒絶することは許されないこと

になる。

そうであれば、たとえ被害者のプライバシーを侵害することになっても、見聞者の見聞事項についての陳述書面を書証として使用することは許されることにならざるをえないし、またその陳述書面の書証としての使用は、その見聞事項について見聞者が証言を求められた場合証言を拒絶できないことを考えるならば、プライバシー侵害の違法性も阻却され不法行為は成立しないことになる⁽¹⁾と考えることもできる。

ところで、証言を拒絶できる事項は、平成八年六月の民法改正までは「恥辱ニ帰スベキ事項」(旧民法第二八〇条本文)とされていた。

「恥辱ニ帰スベキ事項」と現行法の「名誉を害すべき事項」⁽²⁾とはいうまでもなく、前者は、客観的に見てその者が道徳的非難や社会的軽蔑を受ける結果となるものをいうと解釈されていたので、現行法の「名誉を害すべき事項」⁽²⁾とは、その対象範囲を異にし、前者にはプライバシーに属する私的秘事の相当範囲のものが含まれるのに対し、後者は、社会的評価としての名誉の侵害をもたらす事項を意味するため、プライバシーに属する私的秘事の大半は、逆にこれに含まれないことになる⁽³⁾とする見解が有力のようである。

このように「他人に知られたくない個人の情報」(私的秘事)というプライバシー概念の今日の一般的理解からすれば、現行の証言拒絶権制度は、プライバシーの保護に関する限り、旧法のそれより一步後退した感を否めないが、果たしてそのように解釈するのが正当かどうかは疑問である⁽³⁾。むしろ両者は字義はともかくとして、その概念内容は両者同一と解釈すべきではなからうか。プライバシーの権利意識が社会に浸透している今日、「恥辱ニ帰スベキ事項」の概念内容を拡張することはあり得ても、これを縮減すべき理由は見当たらないからである。即ち後者の表現は、前者の表現を今日的用語

に改めたものにすぎないと解すべきであろう。

今日、プライバシーといわれている個人の私的秘事の総てを法的保護の下に置き、その開示を秘密主体の同意にかかわらせることは、訴訟における真実の発見の要請（それはまた裁判の公正の要請でもある。）からは問題があり、また民法によるプライバシーの保護と訴訟法におけるプライバシーの保護とが、常にパラレルでなければならぬかも知れない疑問であるとし、民法におけるプライバシーの保護は「表現の自由」との調整（比較衡量）が問題であり、訴訟法におけるプライバシーの保護においては「真実の発見」ないし「裁判の公正」との調整が問題となるのであって、プライバシーの利益と調整を要する対立的価値ないし利益は、問題となる法領域によって異なるので、必ずしも同列に論ずる必要はないし、また総ての私的秘事をプライバシーの名の下で法的に保護することは、私的秘事自体秘密主体の主観に依存するところが少なくないことからすれば、秘密主体の利益に傾き過ぎ、場合によっては、訴訟における真実の解明を困難にする虞れがあるとする反論も予想されるが、法領域において評価を異にするのは、法秩序の統一性を否定することになるし、またプライバシーを侵害する証拠が常に訴訟で利用できるのでは「手続の公正さ」を疑わせることにもなり好ましくない。とはいえ、プライバシーの尊重も訴訟における真実の発見も共に、憲法の保障する権利（個人の尊重及び幸福追求権と裁判を受ける権利）に由来すると考えるならば、いずれの利益ないし価値をも絶対視すべきではなく、両者の適切な調整を図ることこそ重要であると考えられる。

ところで民事訴訟は、基本的には、私益に関する紛争の解決を裁判所に委ねるものであるが、私益に関する紛争の解決は、本来第三者の権利・利益を侵害しない方法で行うべきものである。とはいえ当該供述や書面を証拠にすることにより、たとえ第三者のプライバシーが侵害されるにしても、それを証拠とすることによって得られる紛争解決上の利益（真実の

発見)が、プライバシー侵害によって当該第三者の被る不利益より優越している場合には、その侵害は例外的に許容されてよい。

紛争解決上の利益が訴訟における第三者のプライバシー保護の利益より優越する例外的な場合としては、セク・ハラ訴訟を例にとれば、当該セク・ハラ行為の態様及び程度からみて、その被害事実を開示したからといって被害者の人格的評価を低減させるほどのものではなく、また被害者の社会生活上不利益をもたらしものではないにもかかわらず、信義則に反して、当事者(大学側)の立証に協力しない等プライバシー権の濫用に該当し、かつ、その者の陳述がなければ、懲戒事由の有無等事案の真相解明が困難になる場合が考えられる。このような場合は、懲戒手続で使用された被害者らの陳述書面を陳述者の同意なしに訴訟において「書証」として使用することが許されるであろう。

なお信義則に反する場合の例としては、自ら被害者として、セク・ハラ被害を大学側に訴え、セク・ハラ教員の嚴重処分を求め、あるいは被害者の同意の下にセク・ハラ被害の見聞者として、大学側の事情聴取に応じて被害状況を陳述し、訴訟での証言まで約束しておきながら、いざ訴訟になるとプライバシーを盾に証言を拒む場合などがそれに該当すると思われる。

なお紛争解決上の利益とプライバシー侵害による不利益との比較衡量にあたっては、当該紛争(訴訟)の性格、当該証拠の必要性、代替的証拠の有無、当該プライバシー(私的秘事)の種類・内容、その開示による不利益の程度及び範囲等を総合的に考察して判断することが必要であろう。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

学園におけるセク・ハラ訴訟は、被害者である学生のプライバシーにかかわる問題であると同時に公教育の担い手としての学校の教育環境の問題でもある。セク・ハラ教員の責任を問い、その再発を防止して、正常な教育環境を維持するこ

とは、被害者のプライバシーを尊重しつつ行うことも可能であり、その目的達成のために被害者のプライバシーの侵害は必須とはいえないことからすれば、セク・ハラ訴訟における被害者のプライバシーの侵害は、右の例外の場合とは別として、一般的に許されないと解すべきである。

(1) 伊藤 真教授は、ジュリスト増刊・平成二一年一月「研究会・新民事訴訟法—立法・解釈・運用」一〇〇頁において、「実体法上プライバシーの権利、あるいはプライバシーの利益として認められ、差止請求権や損害賠償請求権の根拠とされるような利益であっても、そのことから直ちに閲覧制限が認められるわけではない。下級審の裁判例では、一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合に、公開を欲しないであろうと認められるような事柄については、プライバシーとしての法律上の保護を受けるといわれておりますが、九二条一項一号の秘密はこれよりはるかに限定されたものにならざるを得ません。ですから、前科・犯罪歴とか（最判昭和五六年・四月・一四民集三五卷三三〇頁参照）あるいはHIVとか、要するに、秘密の公開によってその人の社会的な生活が破壊され、立ち直れなくなるようなものだけではないかと考えます。」と述べ、柳田幸三判事もまた「私生活についての重大な秘密に何が当たるかということですが、九二条一項一号では、秘密の重大性のほかに、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずる、ということの結果の重大性も同時に要求しておりますので、この二つの要件を充たすような秘密がどうゆうものであるか、ということになるのだらうと思えます。これは最終的には、健全な社会通念に従って判断される、という以外に説明の仕様がないうけで、二号の営業秘密につきましては、権利性自体が失われてしまうという大変重大な結果が生ずるということですので、それとの並びからしても、直ちに権利性が失われるかどうかということは別にしまして、訴訟記録の公開を通じて秘密が一般に知られてしまうのであれば、提訴は断念せざるを得ない、あるいはこれに準ずるような秘密としての重大性と結果の重大性が認められるようなものである、ということが抽象的にはいえるのではないかと思えます。〳〳広い意味での公開主義の要請と当事者の秘密保護の要請というものを、どこで調和させるかという問題ですので、基本的には余り緩く解するということは適當ではないのではないかと考えているところと述べています。」

(2) 岩松三郎・兼子一編「法律実務講座・民事訴訟編」四卷第五章証拠二〇四頁は「旧民事訴訟法第二八〇条の「恥辱ニ帰スベキ民事訴訟におけるプライバシーの保護（清野）」

事項」とは、客觀的に見てそのものが道徳的非難や社会的輕蔑を受ける結果となるものをいうとされ、単に主觀的な理由で恥辱を感ずるだけでは足りない。ただ、名譽毀損の判定の場合と同様、そのものの社会的地位や境遇なども考慮に入れて判定することは差し支えない。」とする。

(3) 新法第一九六条は、旧法第二八〇条本文の「恥辱ニ歸スベキ事項」の文言を「名譽を害すべき事項」と改めているが、これは証言拒絶権の範圍の實質的変更かどうかが問題とされる。この点については「恥辱ニ歸スベキ事項」にはプライバシーに関する事項も一部含まれることができたが、「名譽を害すべき事項」に変更されたことにより、名譽と重複するプライバシー事項以外のことになり、名譽事項とはいえないプライバシー事項については証言拒絶はできないことになるのかという疑問に関連して、ジュリスト増刊平成一年一月「研究会・新民事訴訟法—立法・解釈・運用」二五一頁において、竹下守夫学長は、プライバシーの保護が強く叫ばれている今日プライバシー事項について証言拒絶ができるかどうか証言拒絶権の規定の中に明確にすべきであるとするのに対し、柳田幸三判事は、プライバシーについては、我が国では実定法上の権利とまでは未だいえない面があり、どのように定義するのか、また証言拒絶を認めるとした場合の範圍で認めるのか困難な問題があるし、また訴訟における真実の発見という公共の利益とプライバシーの保護とをどのように調和させるかについて我が国においてはまだ議論が十分に成熟しているとはいえないこと等を理由に当面は「名譽を害すべき事項」の解釈について問題とし、その議論が煮詰まつてある程度定着した段階で立法を考えるのが適当だとしている。

(4) 小林秀之教授は、「秘密保持の利益を守るために証拠の収集に必要のない特権を秘匿特権というが、その事定法上の根拠は、証言拒絶権についての民事訴訟法第一九六条、一九七条、文書提出義務の免除についての二二〇条四号イ及びロである。秘匿特権によって保護される秘密が何か、当該証拠の重要性や代替的証拠の有無などの要素も関係してくる。秘匿特権についての近時の判例・学説の考え方を要約すれば、ほぼ次のようになり、基本的な視座としては、当該証拠による裁判の公正(真実の発見)の要請と当該証拠の秘密保持による関係者の利益との比較こう量にあるが、その証拠の重要性・必要性あるいは他の証拠による代替可能性や審理の対象、秘密の種類などの観点も加味した総合的な比較こう量がなされなければならない。」とし、「証言拒絶権に関する判例(大阪高裁決定昭和四八年七月二二日下民集二四卷五八号四五頁、札幌高裁決定昭和五四年八月三一日下民集三〇卷五八号四〇三頁等)では、ほとんど総てが、このような総合的な比較こう量によって証言拒絶の可否を判

断している。」とする（「証拠法」弘文堂・平成元年一一三頁）。

(5) 柳田幸三判事は、前掲のジュリスト増刊「研究会・新民事訴訟法—立法・解釈・損用」平成一年一月・二八三頁において、「（新民事訴訟法第二二〇条四号のイ・ロに関連して）証言拒絶事由の解釈については、いわゆる利益考量や比較考量論というものが、かなり一般的にとられているように思うわけです。証言拒絶を認めるかどうかの判断について、条文の規定そのものほかに、証言することによる真実発見の利益と、証言することによる秘密の漏洩の不利益というものを比較考量するという考え方は、一般論として有り得るだろうと思います。」と述べ、

また竹下守夫学長は、「二二〇条自体にはそういう利益考量的な考え方は含まれていないと思うんです。ただ証言拒絶権との関係では、これまでの判例でも、例えば、技術又は職業の秘密に該当するとして証言拒絶権を認めるか否かに関する例の北海道新聞の記者の札幌高裁決定（昭和五四年・八・三二下民集三〇巻五〇八号四〇三頁）では、利益考量的な考え方が示されています。また新法一九六条でも「証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき」というような表現になっておりますが、名誉を害すべき事項とはなにかを判断する際には、ある程度、利益考量的なファクターが入ってくるのではないかと思えます。そうするとそれが文書提出義務のほうに跳ね返って、その限度においては、利益考量的な要素が入る余地があるのではないかと思います。」と意見を述べている。

七、訴訟情報の管理とプライバシー

(一) 訴訟情報の開示方法としての訴訟記録の閲覧及び謄写

憲法第八二条一項は、裁判公開の原則を定め、同条二項は裁判所が全員一致で公序良俗を害する虞れがあると決した場合には公開しないで審理を行うことができるとし、公開の原則の例外を規定している。

民訴法第九一条は、憲法の右規定を受けて、その第一項において訴訟記録の閲覧の自由を定め、その第二項において公

民事訴訟におけるプライバシーの保護（清野）

開を禁止した口頭弁論にかかる訴訟記録については、当事者及び利害関係（それは法律上の利害関係を意味する。）を疎明した第三者に限って訴訟記録の閲覧を請求できるとし、またその第三項は、当事者及び利害関係を疎明した第三者は訴訟記録の謄写や謄・抄本の交付等の請求ができるとしている。

ところでセク・ハラ訴訟の口頭弁論は、通常公開が禁止されていないので、民訴法第九一条二項の適用はなく、同条一項の適用を受ける結果、訴訟記録の閲覧請求は利害関係の有無を問わず何人でもなしうることになる。したがってその訴訟における証人の陳述内容が、外部に漏洩することは裁判公開の原則に由来する裁判の傍聴や訴訟記録の閲覧等の制度の当然の結果といつてよい。

訴訟記録の閲覧（謄写）制度は、裁判公開の原則に由来するとはいえ、それによって訴訟当事者の私生活上の秘密や企業秘密が、訴訟外に漏洩するのを放置するならば、秘密の漏洩を懸念するあまり、訴訟の提起や追行の意思を萎縮させ、憲法の保障する「裁判を受ける権利」（第三二条）の形骸化を招く虞れがあり適当ではないとの意見も強く、平成一〇年一月一日施行された民事訴訟法の一部改正法は、この見地から、当事者の私生活についての重大な秘密や企業秘密を保護するため、当事者の申立てにより、利害関係の有無にかかわらず、第三者による当該訴訟記録中の当該秘密記載部分の閲覧・謄写等の請求を許さないこととした（第九二条）。

この閲覧等の請求権者を制限する措置は、あくまでも訴訟当事者の秘密を保護するためのものであるから、その秘密事項の訴訟での開示形態が、当事者の主張もしくは当事者尋問における陳述、あるいは証人尋問における陳述であろうとかまわれないが、その秘密の保有主体は当事者でなければならぬ。すなわち当該事実が当事者にとって私生活上の重大な秘密である場合一定の要件の下にその訴訟外への漏洩を防止しようとするもので、証言の内容をなす証人自身の秘密の保護

までも含む制度ではないのである。

審理が公開され、また当事者以外の第三者による訴訟記録の閲覧請求も容認されている一般のセク・ハラ訴訟では、原告（教員）側を経由して、被告（大学）側の申請証人及び第三者のセク・ハラ被害についての証言が訴訟外に漏洩することを阻止することはできないし、また前述のように原告は当該セク・ハラ被害の事実について、当然には秘密保持義務を負わないとすれば、漏洩によってプライバシーを侵害された者が、漏洩した当事者や証人らに対して、秘密保持義務違反を理由にして法的責任を問うことも困難である。

ところで民訴法第九二条の定める閲覧請求等の制限措置は、第三者の閲覧請求の自由に対する例外措置として定められているが、この制度を利用することにより、一般人の傍聴を介しての当事者自身の秘密事項の漏洩は防止できないとしても、第三者の訴訟記録の閲覧を通じての外部への漏洩を防止できると共に、相手方当事者による漏洩も、この場合に相手方当事者に課せられる秘密保持義務によって阻止することができるであろう。しかし漏洩を防止することができるのは、当事者本人の秘密しかも「私生活上の重大な秘密」に限られるのであってプライバシーに属する私的事全般に及ぶわけではないことに留意する必要がある。

このように民訴法上の閲覧請求等の制限措置によっては、証言の内容をなす証人又は第三者の秘密事項の漏洩を阻止することができないことは前述の通りである。

教員のセク・ハラ訴訟において秘密の保護が求められるのは、大学側の申請証人（セク・ハラ被害を受けた学生ら）の陳述の内容をなす証人自身又は他の学生らの私的事（セク・ハラ被害）についてであるが、公開を禁止しておらず、また訴訟記録の閲覧制限措置もとれない一般のセク・ハラ訴訟において、その漏洩を阻止する手段は、今日の民訴法上は

ないといわざるをえないが、証人自身の秘密事項が「名誉を害すべき事項」に該当する場合は、証言拒絶権の行使によりその開示を拒否することは可能である。

すなわち証人には、自己や親族の名誉を守る手段として、現行法上証言拒絶権が与えられており（民法第一九六条）、尋問が自己や親族の「名誉を害すべき事項」に及ぶときは証言を拒絶できることになっている。ここにいう名誉とは、刑法の名誉毀損罪（二三〇条）における「名誉」と同一で、客観的名誉即ち人に対する社会一般の評価を指す（大判大正五・五・二五刑事判決録二二・八一六）と解すれば、プライバシーの観念とは次元を異にし、重複する場合もあるが、むしろ一致しない場合の方が多いから、証言拒絶権を行使して自己や親族のプライバシーを守ることが困難になる。

まして親族以外の者については、この拒絶権も認められていないので、友人のプライバシーにかかわる事項の尋問に対しては、証言を拒絶することはできないことになる。

したがって知人、友人等の第三者の私生活上の秘密に尋問が及んだ場合には、証人としては、証言すればプライバシーの侵害を招き、証言を拒絶すれば証言拒絶罪（民法二〇〇条）に問われることになり、進退極まる場合がありうるのである。

いわゆる義務の衝突というべき事態である。いずれの義務に優越的価値を認めるべきかは議論のあるところであるが、民法第一九六条が拒絶できる事項を証人と一定の身分関係にある者に関する「名誉を害すべき事項」に限定しているところからすれば、それ以外の他人の「名誉を害すべき事項」については証言を強制できそうである。

証人が他人の名誉を害すべき事項について証言を求められることは稀であるため、現行法上特に考慮されなかつたとも考えられるので、第一九六条の法文には直接該当しないからといって他人のプライバシーの侵害回避義務より証言義務の

方が常に優越していると解することには疑問がある。

もし当事者が、当該証人に他人の秘密事項について尋問したい場合は、あらかじめ当該秘密主体の同意を取り付ける必要があり、同意が得られないときは、尋問を思い止まるべきである。

(1) 田辺 誠・前掲ジュリスト第一〇二八号九四頁は「公開が適正かつ公正な裁判手続の重要な要素であることは疑いはないし、それが憲法の立場である。しかし、裁判手続が適正・公正たりうるための条件は公開のみではない。民事裁判は実効的な権利の救済をその本来の役割としている以上法律的上保護される権利であるプライバシーや営業秘密が裁判の公開が貫かれたために、裁判手続の中で実効的な救済を受けることができないという状況が生じるとすれば本末転倒といわざるをえない。それは「裁判を受ける権利」の否定にはかならない。」とし、公開の原則と裁判を受ける権利の具体的訴訟の場における調整の問題として検討すべきであると主張する。

(二) 訴訟情報の入手方法の規制

民法第九一条は、前述のように、訴訟の当事者と当該訴訟と利害関係のある第三者には、訴訟記録の閲覧・謄写請求権を認め、訴訟と利害関係のない第三者には閲覧請求権しか認めていない。これは請求権者の立場によって訴訟情報の開示方法に差異を設けたものであるが、それはおそらく訴訟情報を利用する必要度に差異があることによるものと考ええる。

すなわち訴訟の当事者や当該訴訟と利害関係のある者にあつては、当該訴訟の審理状況や審理内容を知つて、それに対応する準備をしなければならないという現実的需要があるが、利害関係のない第三者は、訴訟の推移に格別利害をもたないから、そのような配慮の必要はなく、国民として裁判の公正を監視する立場から、裁判の傍聴と同様に審理の状況を知るだけで十分といつてよい。それ故にこそ一般の第三者には訴訟記録の閲覧のみが許され謄写は許されていないのである。

このように訴訟記録の閲覧は、いわば裁判の傍聴の代替的行為として許容されているといつてよい。

ところでセク・ハラ訴訟の訴訟記録中には、当事者の外、証人等第三者の秘密事項も記載されている場合が多い。民訴法第九一条の規定する訴訟記録の閲覧・謄写に関する規制は、訴訟上の秘密保護を直接の目的としたものではないが、その規制を通じて間接的に秘密事項の訴訟外への漏洩を制御する効果があることは否定できないので、この閲覧・謄写に関する第九一条の規制を秘密保護の面から考察することも必要である。

当事者や当該訴訟と利害関係のある第三者が、利害関係のない第三者からの求めに応じて、裁判所書記官から交付を受けた訴訟記録（例えば口頭弁論調書）の写やそれを更に複写したものを提供することは、民訴法第九一条の定めを潜脱することになる。同条一項が、訴訟と利害関係のない第三者には閲覧だけを認め謄写を許さないのは、当事者らと違いその必要性がないという理由だけでなく、訴訟情報の無用な拡散を防止するという意図もあつてのことと考える。なんとすれば訴訟情報へのアクセスという点では「閲覧」と「謄写」との間には差異はなく、違ふのは閲覧はその場限りのもので、取得した情報の保存は専ら閲覧者の記憶力に依存するのに対して、謄写は訴訟情報を書面に固定化するだけに、その保存の面では閲覧より遥かに優れている。

訴訟記録からの訴訟情報の取得を認める以上、閲覧者が望むなら謄写をも認めて差し支えないにもかかわらず、民訴法が謄写を許さないのは、単に記録の保全の必要性だけでなく、当該訴訟に利害関係のない第三者の手元に訴訟情報が保存され利用可能な状態に置かれることを好まないためと理解せざるをえない。

すなわち、一般人には、傍聴という形式でしか訴訟情報の取得が認められていないこととの均衡上閲覧という形式の取得方法しか認めないのが法の趣旨と解される。

そうであれば、利害関係のない一般人が訴訟の当事者や利害関係のある第三者を介して、訴訟記録のコピーを入手すること自体、民訴法によって認められた訴訟情報へのアクセス方法を逸脱したもので、アクセス権の濫用ともいえるし、また当事者や利害関係のある第三者に民訴法が与えている訴訟記録の謄写請求権は、これらの者自身の必要と便宜を考慮してのことで、あくまでも自己使用を前提として許されていると解されるので、適法に入手した訴訟記録のコピーを更に複製して第三者に提供することは、民訴法第二条の定める信義則にも悖り、謄写請求権の逸脱・濫用として許されないといわざるをえない。もっとも複製の提供を受けた第三者が、訴訟と利害関係のある者であれば、形式的にはともかく、実質的には民訴法第九一条二項の違反はないともいい得るが、利害関係の疎明の有無は裁判所書記官の判断事項であるから、その判断を潜脱している以上やはり許されないといわざるをえない。

また当事者の閲覧（謄写）請求権は、訴訟の追行準備のために認められるものであるから、当事者が交付を受けた訴訟記録のコピーやその複写を当該訴訟の協力者や支援者に交付して訴訟活動への協力・支援を求めることは、当事者の訴訟追行権の範囲内といってよく、当事者の訴訟記録の閲覧（謄写）請求権の濫用とまではいえないであろう。しかしながら、それはあくまでも当事者と一体的に見ることのできる人的範囲の者にとどまるべきであり、その範囲を越えて第三者にコピーやその写を交付することは閲覧（謄写）請求権の濫用であり、また交付を受けた者も訴訟情報を不適法な方法により入手したことになる。

なお、訴訟情報の目的外使用や訴訟情報の不当入手など訴訟記録の閲覧（謄写）請求権の逸脱・濫用により、当該訴訟記録に記載されている私的秘事（例えばセク・ハラ被害）が訴訟外に漏洩する虞れがある場合例えば訴訟記録のコピーの流布の虞れがある場合には、その秘密の保有主体は、プライバシーの権利（人格権）に基づき、当該コピーの配布の差止

めを求めることが認められるべきであり、また、このような訴訟記録のコピーの流布等によるプライバシーの侵害行為については、秘密保持義務の違反の有無にかかわらず、秘密主体はその行為者に対して、不法行為責任を問うことができるであろう。

(三) 訴訟情報の訴訟外への流布

当事者やその支援者が、自ら又は訴訟代理人を介して入手した訴訟情報を、電子メールその他の通信手段を利用して訴訟外に流布することがあるが、それが当該訴訟の審理状況の一般的な通報なら格別問題はないが、それが証人となったセク・ハラ被害者らの証言内容にまで及ぶことになると、セク・ハラ訴訟の性格から、その流布は必然的に当該証人らの私的秘事を訴訟外に公表することになる。

セク・ハラ訴訟の証人が、自己又は他人の私的秘事を法廷で証言する場合、証言する立場や目的に差異はあっても、それは被告である大学側の訴訟追行に協力するために、あえて証言台に上がるのである。したがって自己の証言が当事者の訴訟追行以外の他の目的に利用されることは、証人にとっては本来予想外のことである。証人となることは、証言の目的外利用の同意までも含むものでないことは勿論である。

訴訟情報の訴訟外への流布が問題となるのは、訴訟支援者による訴訟情報の流布である。訴訟情報は、関係者の秘密事項に関する訴訟情報（以下秘密情報という。）とそれ以外の訴訟情報（一般訴訟情報）とに分かれ、更に情報の対世間的信用度から、その情報が裁判の傍聴や訴訟記録の閲覧によって取得された無形的なものか、それとも訴訟記録の謄写によって得られた有形的なものか（書面やコピー）に区別して考察すべきである。

まず支援者の立場如何である。訴訟当事者の訴訟追行の協力者（民訴第六〇条の補佐人的地位）であるのか、それとも当事者の広報担当者的地位にあるのか、あるいは単なる支援者にとどまるのかを明らかにする必要がある。もし前者であれば当事者と同視できるが、そうでなければ単なる第三者に過ぎない。支援者の立場が前二者の場合には、当事者と支援者との間の訴訟情報の授受は、当事者内部における情報伝達ということになるであろうが、この場合でも、その情報が秘密情報を含むときは外部への漏洩を防止するため、情報の受け手となる内部者に守秘義務が課せられていることが、当事者との同一性を担保するために必要である。

次に問題となるのは、当事者や支援者がその入手した訴訟情報を外部に流布する目的である。セク・ハラ訴訟において、大学側（被告）が学内広報紙等を通じて教職員にその訴訟の経過を報告することは（一般訴訟情報）、前述のとおり被告内部の情報伝達（報告活動）として問題ないが、当事者と同視できない支援者が、訴訟情報を流布することには問題がある。

報道機関による裁判報道及び裁判批判が許容される以上、訴訟当事者がそれぞれの立場でその主張の正当性を外部に訴えるため、訴訟情報を資料として自ら又はその代理人を介して広報活動を行うことは、それが社会的に相当な方法で行われる限り不当とはいえない。問題となるのは当事者と同視できない単なる支援者がこれを行う場合である。傍聴又は訴訟記録の閲覧によって適法に入手した訴訟情報に基づき、被支援当事者の訴訟の展開を有利ならしめる目的でかつ相当な方法で行う以上これを一概に不当視することはできないであろう（公害訴訟や労働訴訟における支援団体の広報宣伝活動等にその例を見る）。

ところで支援者の広報活動によって開示される訴訟情報については、自ら直接傍聴や訴訟記録の閲覧によって得たもの

か、それとも当事者から入手した訴訟記録のコピーから得たものか、当該情報の入手経路も重要である。前者であれば訴訟情報の入手は適法であり、後はその情報の利用目的及び利用方法が問題となるだけで、その情報が秘密情報でない限り特に問題はない。後者の場合支援者が当事者と同視できるときは、訴訟情報の入手は当事者の内部問題であるが、そうでない場合は訴訟情報の入手自体が適法ではないから、入手した訴訟情報については、その利用目的や利用方法の如何にかかわらず、その利用自体が許されないというべきである。

更に、入手した訴訟情報が秘密情報を含む場合である。仮に適法に入手した訴訟情報といえども当該秘密事項の保有主体の同意・承認なしに、これを他人に開示することは許されず、もし当事者や支援者がそれを行えば、秘密の無断開示として、プライバシー侵害の責めを負わなければならない。訴訟関係者の秘密情報を不法に入手し、これを秘密主体の同意なしに外部に流布する行為は、適法に入手した秘密情報の流布に比し、その行為の違法性は一段と強いといつてよい。訴訟記録の閲覧（謄写）制度は、裁判の公開の原則の延長線上にあるが、だからといって、それは訴訟記録に含まれる秘密情報の無断漏洩をも免責するものでないことはいうまでもない。

八、訴訟上の秘密の漏洩に対する制裁

現行刑法は、個人の秘密を保護するため、弁護士等特定の業務に従事する者に秘密保持の義務を負わせ、その違反に対して刑事罰をもって臨んでいる。刑法第一三四条の秘密漏示罪である。したがって弁護士が「正当な理由」がないのに業務上知り得た他人の秘密を漏洩すると同罪が成立し、「六か月以下の懲役又は一〇万円以下の罰金」に処せられることになる。

当事者の訴訟代理人である弁護士が、当該訴訟の追行の過程で知り得た他人の秘密事項を漏らした場合はこれに該当することになるが、本罪は「正当な理由」がないのに漏洩したときに成立するので、その漏洩が正当な理由によるものかどうか問題となる。

民事訴訟は刑事訴訟と異なり、私益に関する紛争がその対象であるから、当事者の訴訟追行に有益であるからといって、他人の名誉やプライバシーの侵害を当然に正当視することはできない。侵害されるプライバシーが訴訟の当事者のそれか、それとも当事者以外の第三者のそれかによって結論を異にする。

訴訟当事者は互いに紛争の当事者として勝敗をかけて相争うわけであるから、訴訟を有利に追行するために相手方当事者の秘密を暴露することも許される場合があるであろう。しかし前述のように民法第二条は、当事者の責務として、「信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。」と定めているので、訴訟追行上相手方の秘密事項に触れざるをえない場合であっても、その秘密事項の取扱には「信義則」から一定の節度が求められることはいうまでもない。

しかしながら、当事者以外の第三者については、いかに訴訟上の必要があるからといって、同意もなしに、その者の秘密を公にすることは許されるべきではない。もともと秘密漏示罪は親告罪とされているので（刑法第一二二五條）、同罪で処罰するためには、漏洩された秘密の保有主体の告訴が必要であるから、実際には刑事問題化することは余りないであろう。

仮に、民事訴訟においても訴訟追行上の必要があれば、当然「正当な理由」があるとの見解をとるにしても、「正当な理由」があれば刑事上の違法性のみならず、民事上の違法性をも阻却されることになるのかという問題が残る。違法性が阻却されるのだから民事上の不法行為も成立しないとすべきか、それとも可罰的違法性は阻却されるが民事的不法までは

阻却しないと思ふべきかである。考え方としては後者に組みしたい。

弁護士秘密漏洩については、弁護士法にも規定が置かれている(第二三条)。同条は「弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。」と規定しているので、訴訟代理人である弁護士は、訴訟上知り得た他人の秘密について、一般的にも守秘義務が認められる。したがって訴訟代理人である弁護士は、当事者本人の秘密保持義務の有無にかかわらず、すべての訴訟事件について秘密保持義務を負うことになり、その違反は懲戒事由となる(第五六条)。

九、おわりに

本稿の目的は、私立大学教員の学生に対するセク・ハラ事件を素材として、懲戒及び訴訟手続において証人となる被害者ら関係者のプライバシー(私的秘事)が本人の意向に反して軽視されている現状に堪がみ、今日の裁判の公開や訴訟記録の閲覧・謄写等の制度の下では、これら関係者のプライバシーを保護することは極めて難かしく、被害者ら関係者がそのプライバシーの権利を放棄して懲戒事由となるセク・ハラ被害の立証に積極的に協力しない以上セク・ハラ教員に対する厳正な懲戒処分はなし難いことを指摘し、大学におけるセク・ハラ行為根絶のためには、懲戒処分を受けた教員が提起する訴訟での被害者ら関係者のプライバシーの保護が必要不可欠であること及び裁判所をも含めたセク・ハラ訴訟の関係者が、当事者及び証人らのプライバシーに関心をもち、その保護に十分な配慮をなすべきことを提言することにある。

今回の民法の改正にあたり平成三年一二月に法務省民事局参事官室が公表し各界に意見照会を行った「民事訴訟手続に関する検討事項」には、「秘密保護手続」として①訴訟審理を非公開としうる制度②訴訟関係者に対する秘密保持命令

③訴訟記録の閲覧・謄写の制限と閲覧・謄写した者に対する秘密保持命令の三点が掲げられており、また「証拠収集手続」の中には秘密事項の記載された文書の取調手続と審理の公開にかかる秘密保護措置等が含まれていたが、前述の訴訟記録の閲覧制限措置以外は意見の集約ができず結局実現をみるに至らなかったという経緯がある。

もしこれらの秘密保護の手続が今回の改正で実現しておれば、被害者が証人となりたがらないセク・ハラ事件の適切な処理に資するところ大であったと思われるので、裁判公開の原則の下における訴訟関係者のプライバシー保護の方策について更なる検討が望まれる。

以上